

摂津市議会

# 総務建設常任委員会記録

令和元年6月17日

摂津市議会

# 目 次

総務建設常任委員会

6月17日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第34号所管分の審査-----	2
質疑（松本暁彦委員、野口博委員、三好義治委員）	
議案第37号の審査-----	12
補足説明（総務部長）	
質疑（松本暁彦委員、野口博委員、三好義治委員）	
議案第36号の審査-----	15
質疑（松本暁彦委員）	
議案第41号の審査-----	16
補足説明（消防長）	
質疑（松本暁彦委員、野口博委員）	
採決-----	20
閉会の宣告-----	20

## 総務建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和元年6月17日(月) 午前 9時59分 開会  
午後11時35分 閉会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長	渡辺慎吾	副委員長	村上英明	委員	野口博
委員	南野直司	委員	三好義治	委員	松本暁彦

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫		
総務部長	井口久和	同部参事兼固定資産税課長	中西利之		
総務課長	川本勝也	財政課長	谷内田修	市民税課長	妹尾紀子
建設部長	高尾和宏	同部参事兼都市計画課長	西川 聡		
建築課長	寺田満夫				
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長	橋本英樹				
同局次長	菰原知宏				
消防長	明原 修	消防本部参事兼総務課長	松田俊也		
予防課長	納家浩二				

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長	牛渡長子	同局主幹兼総括主査	香山叔彦
------	------	-----------	------

### 1. 審査案件(審査順)

議案第34号 令和元年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分  
議案第37号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第41号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

理事者側から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨日、吹田市でまたわけのわからない事件が発生いたしました。市民の皆さんにもいろいろとご不安をおかけしたことと思います。私ども行政も、早速、担当部長等々を招集いたしまして、対応してきたところでございますが、何とかその後、大きな出来事なく検挙ということになりました。今後も緊張感をもって、安全・安心のまちづくりに当たってまいりたいと存じます。

そんな中、きょうは総務建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で本委員会に付託されました案件について、ご審査をいただきますけれども、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わり、本日の委員会記録署名委員は南野委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第34号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。1点だけ確認の意味で質問をさせていただきます。

12ページの都市計画総務費、耐震改修補助金、この900万円の件でございますけれども、こちらについて、その900万円というのがどのような経緯で、根拠にされて出されたのかというのを確認でお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 今般、追加補正をお願いいたしております900万円の補助金でございますけれども、耐震改修補助金でございますが、当初560万円ということですが、今年度に当初想定していた見込みに比べ実績数がふえたため、補正額は昨年度末の実績と今年度の受付状況を踏まえ見込ませていただいているところでございます。

今年度見込ませていただいている件数といたしましては、当初では改修工事につきましては6件ということで当初見込ませていただいていたところでございますが、受け付けの件数を実績という形で見込ませていただいた上で、補正につきましては改修工事5件、除却工事10件を追加補正で見込ませていただいているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 今回、補正予算で改修5件、除却10件というところにつきましては理解をいたしました。そのような要望と

というのが引き続きあるというところで認識をしております。

実際にやはり市内等々回ってみますと、ブルーシート等もまだ一部やはり残っているというところが見られます。そういった意味も踏まえて、この制度というのは引き続き必要であるということは理解をしております。引き続きそのようなしっかりとまちづくり、耐震の工事に向けてやっていただきたいと思えます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

野口委員。

○野口博委員 そしたら数点ちょっとお尋ねいたします。

一つは、今松本委員も質問されました、耐震改修補助金。補正で大阪府・国含めて、そして市の負担も含め900万円、組まれました件について、まずお尋ねいたします。

昨今、私の周りも文化住宅が多い地域の中で、どんどん解体作業が始まったり、立ち退きなども含めて、立ち退きされる方も近くの改修が済んだ文化住宅に住まわれるということで、どんどんまちの景色が、昨年の震災を受けて、変わろうとしている中で、改めて豪雨だとか地震の被害から見ても、建物の耐震化というところは大きな課題だと思っています。改めてそう思っています。

そこで一つは、今回、国が改修補助金で450万円、府が87万5,000円で、これに市が足して900万円ということでもありますけれども、いわゆる除去、耐震設計、耐震改修、この中身にそれぞれ、国は基本的には2分の1、大阪府と摂津市は4分の1と思えますけれども、細かいところで若干この数字的なものが理解できない部分がありますので、改めてそういう項目に

についての補助金の中身について、ちょっとひとつ教えていただきたいと。

それと、平成28年度から10年間計画で耐震化促進計画を進めています。その辺との関係で、問題意識として、市の担当としては、昨年の震災から1年たちました。今回、たくさん件数がふえました。そういう中で耐震化率を95%に向けて、どういう現時点での取り組みの加速化といえますか、そういった問題についてどう考えるのか。

以上、2点です。

二つ目は、参議院議員選挙の開票立会人等々の報酬の問題であります。直接この問題、関係ないんですけども、来月に参議院議員選挙があります。ダブル選挙もちよつと言われてることもありますけども、もしダブル選挙になった場合、現状、例えば集会所などを投票所にしてる場所なんかは対応できません。そういう点で、ダブル選挙になった場合、地元の方々は小学校だとか大きな場所を言われておりますけども、ちよつとその点、どうお考えなのかお答えいただきたいと思えます。

3点目は基金の問題です。今回、財源調整分として、1,462万4,000円、補正をしております。第2回定例会時点での今年度末の基金残高について、どう見ているのかというのが一つあります。

もう一点は、いろんな各分野の改修だとかいろんな施策を展開する中で、お金の使い道について、例えば交付団体になれば、臨時財政対策債だとか、いろいろ違った意味での財源調整の判断もありますので、一時期に多くのお金をつぎ込んで、四、五十年のスパンで市民に対して恩恵を与えていくという、こういう項目について、満遍なく今年度分で財政負担をするという意

味合いでは、もし交付団体になった場合、臨時財政対策債だとか、これ自由に使えるお金ですから、そういう後年度負担分を施策の展開上見た場合、たくさんのお金が必要になります。現時点で一遍に今の方々に負担させるのか、平均的に平準化で求めていくのか。どんな形で、財政の角度から見た場合に、考えがあらうかと思いますが、その点含めて、以上、お願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 野口委員の建築課にかかわる部分、2点いただいておりますので、そちらのほうにお答えさせていただきます。

まず、耐震改修補助金の内容で、補助金のほう、国・府の財源もございまして、その内訳ということのお問いであったかと思っておりますので、そちらのほうをご説明させていただきます。

まず、国のほうは社会資本整備総合交付金、こちらの部分を補助の割合といたしまして2分の1ということでございまして大阪府につきましても、改修の設計と工事の部分につきまして4分の1の補助の割合ということでいただいております。ただ、大阪府の補助につきましましては30万円、改修工事の30万円上乗せ分、それと除却工事にかかわる部分、こちらにつきましましては大阪府の補助の対象外となっております。

続きまして、平成28年度に第2期の耐震改修促進計画の目標ということで、令和7年度までに95%という形で計画の目標として掲げさせていただいております。昨年末、平成30年12月末時点で推計いたしますと、住宅の耐震化率でいきますと84.1%という状況になってございます。

こちらのほうにつきましては、目標値に至るまで、まだ数値的にはギャップはございます。この間、住宅の新築の件数もふえてきております。委員がご指摘のとおり、昨年の地震、台風の後に、除却解体されて更地にされてると、建てかえをされてるところも実数として出てきておるのかなという状況でございますので、昨年のそういう状況の中で所有者、建物を所有されている方の自己財産、居住財産に対して、非常に関心が高まっているという状況もございまして、今後、耐震化に対する意識に対しましても、当然ながら啓発を続けていくというところで、先週12日には、耐震市民フォーラムということも、ことしで7回目に至っております。そういう機会、さまざまな機会を通じまして、さらに啓発を積極的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、野口委員からの参議院議員選挙に当たって、また衆参同日選挙に向けての対応ということでご答弁させていただきます。

現在のところ、国会の延期等がないという情報でございまして、参議院議員選挙のみの準備を進めているところでございます。しかしながら、まだ衆参同日の選挙という可能性は残っている次第でございます。そうなりますと、投票箱のほう、参議院・衆議院合わせれば5個の投票箱、またそれに合わせて記載台が必要という問題がございまして、やはり集会所によっては狭隘な部分というのは出てくるかと思っております。

そうなった場合には、臨時の選挙管理委員会を開きまして、投票所の問題、また各自治会への周知ということを緊急でやらなければならないと思っております。

22の投票区は原則守りながら、場所の変更、投票区域外の設置等も考えながらというところになりますけれども、そこら辺の周知徹底、また選挙当日に当たりましては、投票所に変更があったことも周知しながら、万全の体制をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、基金に関するご質問についてお答えいたします。

まず基金の残高ですけれども、令和元年度末の見込みといたしましては、今のところ平成30年度の決算額も踏まえて数値としては、確認いたしますと何とか100億円を堅持できるのかなというふうな状況になっております。

それから、後年度の負担ということで委員からもお話がございましたけれども、特に財政調整基金につきましては、年度間の財源の調整、それから急な収入の減少、そういったものに対応するために財政調整基金が設置されております。

我々といたしましても、各年度、各世代間の負担の平準化、そういったものが非常に大切であるというふうに考えておりまして、現在の財政運営、それから将来を見据えた財政運営の両方を念頭に置くと、それが一番大事であると考えております。

あと、交付税に関してですけれども、交付税に関しましては、現在、算定の途中ということになっておりまして、特に詳細な補正係数のところにつきましては、毎年本算定ぎりぎりまで総務省のほうでいろい

ろと試算されておりました、最終的な姿というのがまだわからない状況ということで、今年度、まだ交付になるのか、不交付になるのか、そのあたりについては何とも申し上げにくいところではありますけれども、やはり税収の動向、それから公債費が年々減少していることを踏まえますと、昨年度1億円ほどの財源不足になっておりましたけれども、これを大きく上回るといいますか、財源不足額がふえるということとはなかなか見込みにくいのかなと。交付となったとしても、本当に交付、不交付のぎりぎりのところかなというふうに考えておりました、もちろん、交付になった場合は、改めて歳入の補正をさせていただきまして、その分を財政調整基金の繰入金を減少させていただくということで、財政調整基金の年度間の調整のための基金残高を温存していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 最初の耐震問題であります。これから、先ほど申し上げたように豪雨であっても地震であっても、やはり建物を強化していくという点では最大の課題だと思っております。ご承知のとおり、阪神淡路大震災の7割から8割はそういう建物の倒壊によっていろんな被害が広まったというのは統計的に言われておりますので、そういう点でちょっと見てみますと、補助金の割合をお聞きしましたけれども、除却工事は、最大40万円であります。改修費の40万円から平成26年度より30万円プラスしたと。これについては府の補助金はなしということで見ますと、今900万円の補正額が組まれて、総額、改修費用で1,460万円になります。これ1,

460万円に対して、大阪府の補助金が44万と182万5,000円ですから、226万5,000円になります。そうしますと、本来ならば基本4分の1ですけども、15.5%しか、府の補助金割合、出てないと。耐震診断が別に186万円ありますので、耐震診断と耐震改修含めると、1,646万円が総費用であります。これに対して府の補助金を見ますと、226万5,000円ですので、13.7%なんです。4分の1は25%でありますけども、大変少ないという点で、大阪府下の地方自治体として、府に現状を説明しながら、国の関係では社会資本整備総合交付金との関係もありますけども、やはりきちっと物言うて、補助金をふやせということを、ぜひ伝えていただきたいと思っておりますけども、その点ちょっと一言添えていただきたいと思っております。

それと、耐震化率の促進の問題であります。平成27年度に計画をつくって、平成28年度、平成29年度、平成30年度、3年間で3.1%しかふえてないと数字の関係でいいますとね。あと7年間で95%、84%から95%の11%プラスするという計画であります。

ちょっと見ますと、耐震性不十分が平成27年度当初は2,400戸、12%あります。資料で言うと10年後、今は7年後になりますけども、13%の5,470戸とふえてるわけですね。そういう点も含めて、財源的にしんどい部分もありますけども、やはり国や大阪府を含めて、どんどん予算を出していただいて、全体として進むように、そういう環境整備を頑張っていたらいいと思っておりますけども、もう一度、当然いろんな取り組みもなされておりますけども、より加速させるための、違った

取り組みがないもんかという点でお考えがあれば、ちょっと答弁していただきたいと思っております。

ダブル選挙との関係ですね。いろんな国会情勢もありますので、一般的には今の情勢はダブル選挙はないという話でありますけども、ただ、野党間のいろんな動きもある中で、いわゆる閣僚に対する不信任だとかいろんな動きも出てくる可能性もありますので、ダブル選挙はゼロではないということもあります。

おっしゃったように、いろんなご苦勞もありますけども、ぜひ相談していただいて、今、地域を回っていますと、いつも開票関係に立ち会った方々は、それを一番心配しておりますので、それと、より身近に投票所があったほうが、投票率も上がりますし、今もう50%超えるのが至難のわざであります。そういう状況も踏まえていただいて、より多くの方々が投票しやすい条件整備を、どうなのかということで、ぜひ進めていただきたいということで、これお願いしておきます。

基金の問題であります。昨年この時期にいろんな質問をする中で、不交付か交付かわからないという、微妙だというご答弁が毎年されて、ことしは交付団体になったんですけども、大体一般的には国の地方交付税政策もありますけども、僕なりに、交付団体になるのではないかといいように見込んでおりますけども、この数字をお示しいただきました。先ほど平成31年度、令和元年度、本年度末の話で100億円そこそこということで基金残高の数字が出ましたけども、平成30年度ですね、まずは、資料いただきましたけども、主要基金で124億円と、これに土地開発基金で10億円出していますので、従来の基金残高で

言えば、134億円ということで、約3億円から4億円ですね、前年ベースよりも少ないということで、新しい年度に向かっておりますけども、もう一度、大阪府の説明会、当然あったと思うので、この交付、不交付の問題について、少し突っ込んで、どういう感触をお持ちなのか、示していただきたいと思います。

それで、先ほど聞いた中で、平準化負担を求めていくということ、話ししましたが、それは感じてるのは、この前、上下水道ビジョン、経営診断が出て、4年後から25%値上げすることが、経営上、一番市民負担が少ないという案をまとめて、パブコメを行われて、百二、三十の方々の意見が出てますけども、こういう25%値上げをする、そういうことを出すこと自体、組織性そのものがいろんなことがありますので、そこに一般財源を積むかどうか別にしましても、そういう点ではこの行政全般について、もし交付団体になった場合、臨時財政対策債だとか、自由に使えるお金でありますので、そういう部分も活用して、いわゆる一つの事業が後年にわたって市民が恩恵を受けるわけでありますから、一時期に現時点で負担を押しつけるということではなくて、そういう角度から改めてきちんと整理をすべきだと。この上下水道ビジョンを見てまして、ちょっと考えてるわけです。

管理者は市長でありますので、そういう点で少し臨時財政対策債も含めて、そういう後年度負担の平準化の問題についてと、財政活用問題について、少し副市長のほうからご答弁いただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 野口委員の2回目のご

質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、国・府の補助の割合ということで、特に大阪府の補助の割合が低い状況ということもございません。現在、先ほど申しましたように、大阪府の補助の対象外の部分もございません。この部分につきましては、大阪府市長会等々通じまして、過年度から要望はさせていただいているところでございますが、引き続き大阪府に対しまして、さまざまな機会を通じて要望してまいりたいと考えております。

2点目の部分でございますが、計画目標に対してギャップがあるということで、計画目標達成に向けての加速化ということのお問いであったかと思うんですが、平成29年3月に第2期計画を策定いたしております。その時点から年間でいきますと1%ずつふえてきているような状況ではあるんですが、現在取り組んでおる内容といたしましては、毎年5月ごろに所有者向けに発送されます固定資産の納税通知書、こちらのほうにチラシのほうを入れさせていただいております。建物の耐震化、特に旧の耐震基準と申しまして、昭和56年5月以前に建築された住宅、こちらのほうをお持ちの方については、耐震性が不足している場合があるということのお気づきをいただくためのチラシを同封させていただいて、周知啓発を図らせていただいているとともに、先ほども申しましたように、市民向けの耐震フォーラムということも広報誌の配布とあわせまして、全戸配布ということで啓発をさせていただいているところでございます。

昨年に比べまして、先週開催させていただいたフォーラムのほうは、参加者も非常に多く、耐震化に対する関心、意欲も非常

に高まってきているのかなというふうに原課といたしましては認識しておるところでございますので、引き続きこの関心を維持しつつ、さらなる耐震化の意欲をそがないように、財政面的なところで支援を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 谷内田課長。

○谷内田財政課長 それでは、交付税の詳細につきまして答弁申し上げます。

交付税につきましては、まず基準財政需要額、それから基準財政収入額をそれぞれ算定し、その差額をもって交付、不交付が決定されるわけですが、基準財政需要額を算定する際、まずは測定単位と単位費用、これを掛け合わせて算定するんですが、その単位費用については法律事項となっておりますので、既に改正されております。

この中身を見ますと、単価、増額になっているものもございます。例えば高齢者保健福祉費、この65歳以上人口につきましては、今回補正でも計上させていただいております、保険料の低所得者軽減のための負担金、こういった新たな拡充制度がございましたので、増になっております。その一方で、小・中学校費の学校数、こういったところの単位費用が減少している。

そういったものもあり、基準財政需要額については、先ほども申し上げましたように補正係数の詳細がわかりませんので、なかなか増減、見込みにくいところがあるんですけれども、一方で基準財政収入額については、まずは毎年国から年の初めに説明会がございまして、その中の資料を見ますと、やはり基準財政収入額、法人市民税をまた今年度も若干伸ばされる見込みになっているということが一点。それから基準財

政収入額については、調定見込み額に徴収率、それから0.75を掛けて算定するんですけれども、近年、交付税の算定においては、この徴収率を見直してるところがございまして、この令和元年度についても徴収率、平成30年度は例えば個人均等割ですと98.4%の徴収率で算定していたところが、令和元年度では98.5%と、0.1ポイント徴収率を上げて算定するというふうなこともございまして、やはり基準財政収入額については一定伸びがあるのかなというところを見込んでおります。

そういったことから、なかなか昨年度から大きくふえる要素がないのかと見込んでおるところです。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 副市長。

○奥村副市長 それでは負担の平準化、それから財政運営について、総括的にはなりますが、答弁させていただきたいと思えます。

まず、財政運営をやるときには、やはり歳入があり、それからそれに伴って歳出がございまして、それでイコールであれば一番望ましいんですが、経常的な支出については、平成29年度では経常収支比率が100を超えております。そういう分では経常的な収入が経常的な支出に全部消えてしまうと。ただ、現在やっておりますFMの関係、これ公共施設の老朽化、道路とかあるいは橋梁、それから施設も含めまして、公共施設の老朽化が迫ってまいっております。それから、大きくはJR千里丘駅の西口の再開発もございまして、それから阪急京都線連続立体交差事業もございまして、大きな事業を控えておるんですが、これが通常の税収入でいけば一番理想的なんです

けども、そうはいきません。経常収支比率が70から80ぐらいが一番理想的と言われておりますが、しかしそれでも府下の経常収支比率、平成29年度では97%になっております。そういう分ではどこの市でも非常に苦しいかと思っております。

そんな中で、負担の平準化ですが、一番最たるものは、建設事業費ではないかなというふうに思っています。そこで一般財源全て投入して建設をする。それはその当時の市民の方が全額負担ということになるんですが、起債を借りて後年度利用する方も一定の負担をしていただく。それが建設事業費であろうかと思っております。

ただ、過去のいわゆる起債の償還のピーク、かなり残高も落ちております。ただ気になりますのは、当初予算の一番後ろのところに起債の現在高の内訳がございます。それを見てみますと、普通債では前年度ですけれども94億円ございます。その他の起債のほうでは96億円でやや上回っております。この内訳といたしましては、市民税の減税補填債、それから臨時財政対策債、それから減収補填債、退職手当債となっております。これを見てみますと、これは決して建設事業債ではなしに、赤字市債かと思っております。

その中で一番大きいのは、臨時財政対策債で86億円ほどございます。これは、国のほうの制度で、交付税特会というのがございます。その中で交付税の不足する部分が足りないということで、交付税特会で借金をしておりました。それがそれぞれ交付団体においては臨時財政対策債ということで赤字市債を発行できることになりました。その2分の1はもちろん当該市が負担をすることになりますし、全体的には国のほうが補填をするというような約束事

になっております。

そういう意味からいたしますと、先ほど野口委員のほうからご指摘がありましたように、交付税で交付団体になれば臨時財政対策債が発行できるということで、確かにそうなんですけれども、我々といたしましては、そういう赤字市債を発行できずに財政運営ができればと思っておりますが、まだまだ財源的な余裕がございませんので、赤字市債は発行せざるを得ないのではないかと思っております。

参考までに、その赤字市債の分につきましては、交付税では発行、未発行にかかわらず算入されるとなっております。いずれにいたしましても、現在持つおる現金を、将来的にどう生かしていくのか。これはやはりご指摘のように長期を見込んだ財政運営、これは大事になってくるかと思っております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 要望にしますが、耐震問題については、先ほど申し上げたように、いわゆる建物のインフラの耐震化は大事な基本で重要な課題だと思っておりますので、財政面もちゃんと国なり大阪府含めて、より一層出してもらおうように働きかけをいただきたいとお願いいたします。

基金の問題については、いろいろこれから大きな事業を抱えた話が出ましたし、僕らもちよっとわかっておりますけども、しかし8万5,000人の市民の皆さん方の暮らしがどうなのかという。それから単純にいわゆる公設公営だとか、いろんなシステムがありますけども、公営企業についても、単純に独立採算でなくて、税金で負担していくという、市民の生活から見た場合に、全国的に言われてるのが、この数年間

の間に家計消費額が年間20万円下がってるとか、働く皆さん方の実賃金が10万円下がってるとか、いろんな数字がありますし、そんな中で今回市税条例で専決処分で二つの報告がありましたけども、10月から消費税増税を伴う一定期間、1年間ぐらいは、例えば車を購入したら軽減を少なくしますよという改正が出てきますけども、一層その負担もふえるという要素があるわけで、そんな中でやはりきちっと市民生活を見ていただいて、市は市の財政運営があります。そこでどの辺で折り合いをなしていくのかというのが大事な点だと思っておりますので、その点では何でも使える臨時財政対策債の使い方も大きな課題だと思っておりますので、ご答弁のようにぜひ頑張っていたきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

南野委員。

○南野直司委員 質問でなくて、ちょっとお願いということでさせていただきたいと思えます。

ちょうど大阪北部地震からあしたで1年がたちますけども、多くの方が被害に遭って、中には先ほどから議論があります耐震改修補助金を使ってということであります。

昨年、地震に遭われて、そして改修工事をされて、耐震工事もしましたということで補助が出るんだらうということで窓口に来られて、ご相談もいただきましたけども、やはり耐震診断して改修工事というこの流れでしていかないと、補助がもらえないということもあります。これ、ブロック塀の除去もそうなんですけど、まずは市の建築課にご相談して、見に来ていただいて、

そして工事をしないとさまざまなほかにもハードルありますけども、この補助はいただけないんですね。除却の費用もあるということ、どれだけの市民の方が知っておられるかというのが、やはりいろいろな相談の中で感じる事なんです。

先日、フォーラムを開催していただいたわけでありまして、やはり改めて広報とかホームページとかさまざまな機会でこういう制度があるんですよということを、しっかりと多くの市民の方が知っていただくように、丁寧にわかりやすいように周知をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。それだけです。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

三好委員。

○三好義治委員 私も耐震改修補助金にかかわる関係の質問をしていきたいと思うんですけど、これまでに耐震改修補助金の申請をされてる方の状況ですね、例えば昨年の地震以降に被災建築物応急危険度判定の黄色が貼られている家屋とか、赤色が貼られている家屋とか、それとか事前に耐震診断を受けて危ない建物であると診断された方々、ほかいろんな方々がおられると思うんです。そういう現状、どういった方々が申請をなされてきてるのか。申請に当たっては、以前も聞きましたけども、いろんな所得制限もあると思えます。これについても詳しくもう一度お願いしたいのと、それと今、年金問題で老後2,000万円なかったら95歳まで生きれんとかどうのこうのという報道はなされて、これもいろんな角度で指摘もありますけど、一方では還暦を迎えた方々の貯蓄が100万円未満の方が全体の25%いてると

ということで、補助金を出してでも、もともとの資金がなければ、耐震改修をしようと思ってもなかなかできないような現状をどういうふうに把握しているのか。この点についてお聞かせいただきたいと思いません。

○渡辺慎吾委員長 寺田課長。

○寺田建築課長 三好委員の3点いただいたかと思うんですけども、補助金の申請に当たりまして、今その申請の方の現状ということのお問いが1点目であったかと思うんですけども、耐震改修補助金につきましては、基本的には先ほども議論がありましたように、耐震診断ということで、旧の耐震基準で建てられた住宅に対しまして、まず耐震診断をしていただくと。耐震診断で一定の評点以下の方につきまして、耐震改修工事をしていただくこととなります。過年度で耐震診断をされているにもかかわらず、耐震改修までこぎつけられていない方も非常に多くいらっしゃる状況でございます。その中でもやはり費用面であったり、安全・安心を図るという観点で、耐震改修をお申し込みされる方もふえてきておる状況ではございますが、ただやはり戸建ての住宅で耐震改修を施そうといたしますと、やはり壁であったり、柱、屋根の軽量化、こういったもろもろの取り組みを住宅の中でするということになりますので、大体やはり200万円程度、耐震補強工事に関しましてはかかってくるという状況でございます。

先ほどおっしゃっていただいている昨年の被災建築物応急危険度判定での赤色の判定をいただいているようなところで、耐震改修されているかというお問いでございますが、赤色をつけたから即耐震改修にこぎつけられているというところのケ

ースは見られないような状況でございます。

ですので、被災建築物応急危険度判定につきましては、昨年度の震度5強で発災いたしました地震による二次災害を防ぐと。通行人であったり、お住まいの方に対しまして、この建物が危険ですよと、建築の専門家にご相談くださいよということでの表示でございますが、その後どういう形でされてるかというところまでのフォローはまだちょっと把握し切れていないところもございますので、そのあたりにつきましては、今後また調査してまいりたいと考えております。

2点目の所得制限でございますが、耐震診断につきましては所得制限を設けておりません。ただ、耐震改修補助につきましては、世帯全員の方の課税所得の制限が507万円ということで、およそ目安といたしまして年収910万円程度の方の部分で所得の制限を設けさせていただいております。

ただ、除却に限りましては、その資産、1,000万円以下ということで、さらにハードルはかけさせてはいただいております。

最後に、貯蓄が100万円を切られると、年金で生活されている方の補助金の改修についてはというようなこともご質問でいただいたかと思うんですが、平成27年度から補助金の代理受領ということで、一定この補助金というのが後払いという形になります。ですので、先ほど申しました200万円かかる場合であれば、従来につきましては、先に所有者様のほうでご用立っていただいて、工事業者にお支払いをいただいて、その領収金額で確認をさせていただいた中で補助金を交付するという形の

手続でございました。平成27年度からは、その工事にかかった費用で補助金額、これ通常は設計と工事金額を合わせて、通常でいきますと80万円交付をさせていただいているのですが、その分を差し引く形で当初から所有者様のご負担をいただかない形での取り組みということも、平成27年度からさせていただいておりますので、費用負担軽減の取り組みということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 今、るる質問し、答弁もいただきまして、一方ではこの補助金制度、従来の補助金から比べると非常に利便性が高まっているということで安心いたしました。

といいますのも、従来やったらいろんな所得制限、もっとやっぱり低所得者で制限かけてるのが、今、所得で910万円いうたら大概の方々がこういったことで補助金が受けられると。

一方気になるのが、去年の地震以降の被災建築物応急危険度判定の赤色と被災建築物応急危険度判定の黄色を貼られた方、私も実は被災建築物応急危険度判定の黄色を貼られて、ほんでその後台風で壁面がやられたり、結局そのときに被災建築物応急危険度判定の黄色を貼られとったのがもう事実、風が吹いたらもうやられたというようなこともありまして、改修に踏み込んだんですけど、そういった方々にできるだけそういったことを告知しながら安全・安心のほどを、まずは自助で守っていただくような取り組みをぜひお願いして、質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時46分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第37号の審査を行います。

補足説明を求めます。

井口総務部長。

○井口総務部長 議案第37号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を補足してご説明いたします。

議案参考資料、条例関係の21ページから44ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

まず、附則第6条につきましては、改元に伴う元号の表示の整備を行うものでございます。同様に、附則第9条の2、第10条、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第21条、第23条、第25条、第26条及び第28条につきましても、元号の表示の整備を行うものでございます。

次に、附則第34条につきましては、現行の附則第35条を繰り上げ、改元に伴う元号の表示の整備を行うとともに、現行の附則第35条の2を、附則第34条の2と改正するものでございます。

附則第35条につきましては、消費税率改定に伴い、平成32年度燃費基準達成車のうち、軽自動車の自家用車を令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した場合は、環境性能割を1%軽減し、非課税とする臨時的軽減措置を講じるものでございます。

現行の附則第35条の3につきましては、当分の間大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を行うことに伴い、第2項から第4項の規定を追加し、同条を附則第35条の2とするものでございます。

附則第35条の3につきましては、大阪府が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして、市長が定める三輪以上の軽自動車に対して、環境性能割を非課税とする規定を新設するものでございます。

附則第36条につきましては、消費税率改定に伴う臨時的軽減措置として、平成32年度燃費基準未達成の軽自動車の自家用車で、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した場合は、環境性能割の税率100分の2を100分の1にする規定を追加するものでございます。

附則第36条の2につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例、いわゆるグリーン化特例について、第1項で平成31年度分に限っていた重課税率の規定を、初回車両番号指定月から14年経過した月の年度以降分に改正するものでございます。

また、令和元年度、または令和2年度に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する軽自動車について、それぞれ翌年度分の種別割に限り、軽減する軽課税率を設けるため、第2項から第4項の規定を追加するものでございます。

附則第37条につきましては、附則第36条の2第2項から第4項を追加することに伴い、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定を設けるものでございます。

附則第40条及び附則第52条につきましては、改元に伴う元号の表示の整備を

行うものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、議案第37号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明は終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 説明をいただきましたけども、ぜひまた、ちょっとよりわかりやすく、市民への影響について事例等を挙げて説明をしていただけないでしょうか。1点、お願いします。

○渡辺慎吾委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、松本委員のご質問にお答えいたします。

市民への影響の部分で、具体的にというご質問でございました。影響がある部分につきまして、先ほど補足説明のほうでもさかせていただきました軽自動車税の環境性能割で、令和元年の10月1日から令和2年9月30日までの取得の場合、税率が1%のものが非課税、2%のものが1%という臨時的軽減措置があるということでございます。

これにつきまして、具体的に消費税率がこの令和元年10月1日から10%になるということ、購入する際の車体価格が2%増額となりますが、例を挙げますと、100万円の車を消費税率が上がったときに取得いたしますと、2%ふえるということでございますので、8%のときが108万円でありましたら、10%では110万円と、2万円増となるという形でございますが、環境性能割という税額のほうが1%軽減されるということであれば、この

110万円の1%の部分が軽減されるということです。約1万円が軽減されるというような形でございます。

消費税率の10%の導入によりまして、取得につきましては2万円増でございますが、税に関しましては1万円の減ということで、段階的な形で市民の方への負担感というのは幾らか軽減されるのかと考えております。

また、同様に軽自動車税の種別割の部分で、グリーン化特例ということで、令和元年度、令和2年度中の自動車取得をした場合、それぞれの翌年度のみでございますが、種別割の軽減措置が適用されるということでございますので、こちらにつきましても消費税が2%上がるという部分の負担感の幾らかの軽減が図られるのではないかと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 まず消費税が上がった際の負担軽減という形での具体的な数値をお示しいただきまして、非常にわかりやすく理解いたしました。

これは一つ要望でございますけども、今回の環境性能がよりよい車に対しての負担軽減というところは理解をしています。これは逆に一つの側面としては、環境性能のよい車への購買意欲の向上というところにも促進をするという側面的なものもあると私は理解をしております。

特に、本市としてもやはり環境については非常に力を入れているというところで、こういった条例改正のところで、やはり国との意義等もございまして、やはり市としてもしっかりと落とし込んで、どのような形で市民に対して説明というところを一つ、よりわかりやすいように、そして皆さ

ん納得していただけるような形で、これも含めて、それ以外でも工夫をしていただければなと思っております。

特にこの税金、税収についてはやはり住民福祉の増進の原資でございます。非常に大切なものでございます。それをよりよく市民の方に理解していただいて、徴収につなげていただくようにしていただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。ないですか。

野口委員。

○野口博委員 毎回毎回ですね、みみっちい中身で、条例改正が出てくるので、ちょっと怒りを覚えてるわけです。今回は当初10月消費税増税に伴って、いろいろ改正案を出してきましたけども、若干負担感を和らげるという中身で通しているわけです。それでね、今のこの政治の姿勢がね、こういうところでも示されてるのかなと思っております。

具体的にちょっと聞かせていただきたいのは、例えば先ほど100万円という話があったので、そこに合わせますけど、100万円の車体金額で、購入金額で、2020年度燃費基準、これは30%達成車は、ことしじゅうに買ったものについては翌年まで50%軽減となりますけども、今回グリーン化特例ですよ。これは今回これまでも軽減なしになってましたけども、これ1年間延長するというので、例えば軽自動車税が1万800円の場合は50%減でありますので、5,400円になるということも含めて、そういう1年間だけ軽減を図りますという内容だとか、いろいろ入っております。

それで、一つは摂津市に絡む税目として

軽自動車税がありますけども、こういう制度改正によってどのぐらいの影響があるのか、一つ教えていただきたいと思います。

ちょっと理解深める意味で、初歩的な質問で申しわけないんですけども、今回の改正が一つは元号の改正に伴う文言整理が一つですね。お話にあったように、軽自動車税の種別割の部分で、自動車取得をした場合、税率が1%のものは非課税にしますよと。そういった環境性能割に対する臨時的な措置で、来年の9月末まで購入したらね、税率が2%のものは1%軽減しますよというところでありまして。それで購入後14年目に重加算が加わりますけど、これも従前に延長しますよというのが、そういう今回の改正案の中身だと思っておりますけども、もう少しわかりやすく、ちょっと焦点を絞っていただいてご説明いただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、野口委員のご質問にお答えいたします。

環境性能割について、臨時的軽減措置を行った場合、市税への影響ということのご質問であったかと思っております。こちらにつきましては、臨時的軽減措置が行われた場合、その部分の減収の補填につきましては、国のほうで地方特例交付金というところで見ますという話になっておりまして、当初予算のところでは想定しております臨時軽減の減額分としては約300万円ほど見込んでおりますが、こちらにつきましては減収補填があるということで、市税、収入への影響はないものと考えております。

あともう一点、軽自動車税の種別割の部分で、軽課税措置をまた、令和2年度、令和3年度というふうにつけていくという

ことですが、こちらにつきましては来年度以降のお話ではございますが、現状今年度につきましても軽課税措置と重課税は行われておりますので、特にこれが続いたからということで、市税への大きな影響はないものと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 わかりました。

とりあえず今、冒頭申し上げたように、10月から消費税増税に伴って若干負担軽減しますよと。しかし、1年たてばいわゆる従来の改正案のとおり負担をふやしていくという、そういう中身ですので、そういう税目に対する、国民に対する負担を一定期間、1年間は延長、従前どおり軽減するけども、1年後はもとどおりの改正案どおり負担をふやすという、こういうことになると思いますけども、そういう点では大変もう寂しいなという気持ちはちょっとしておりますけども、いろいろこういう問題も含めて、市民の方々の消費税増税に伴う負担という問題については、ぜひ注視をしていただいて、いろんな形で政策面で生かしていただきたいということだけ、ちょっと申し上げておきます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑は終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時5分 休憩)

(午前11時6分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第36号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、確認の意味で質問させていただきます。

まず、本条例改正につきましては、金額を、例えば選挙時であれば1万600円から1万800円、そして投票立会人であれば9,500円が9,600円にと、増額をしているというところで、これについては報酬を上げる、そしてその対価を労働といえますか、その行為に対しての必要な報酬を支払っている、その分をふやしたという認識でございますけれども、改めて確認の意味で、実際どのような意味を持って報酬を上げたのか、ご説明していただきたいと思えます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、松本委員からのご質問にお答えさせていただきます。

今回の報酬を上げた意味ということでございますが、こちらの選挙立会人等の報酬額につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律という、国の選挙の執行にかかる報酬の基準額を定める法律がございまして、その額に準じて平成26年から市の報酬等も定める方針とした次第でございます。

今回、当該法律が令和元年5月に改正がございまして、次の参議院議員選挙から報酬額が増額されることになり、市の方針としましてこちらの額に合わせる手前、市の報酬の規定についても同様に額を増額すべきというところで、今回上程させていただいている次第でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 国会議員の選挙等の執行の経費が上がったということに合わせて、市としても国に合わせて上げるというところにつきましては理解をいたしました。

これは要望ですけれども、今、投票立会人でよく自治会の関係者が多く参加されておられますけれども、やはり自治会の一部ではそういった役職の方がどうしても重なってしまうと。会長の方がそれを続けて民生委員、あるいはそういった投票立会人等々も重なってしまうという現状もあるとお聞きしております。

そういった中で、今自治会の負担軽減という形にも今後議論の中に、一つこの投票立会人というのも出てくるのかなと思っておりますので、そういったところを今後検討していただきたいと、自治会の負担軽減、なおかつししながら、投票立会人としての意義として必要な人をどういう形で工面していくかというのも課題となっております。今後、ぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑は終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時 9分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第41号の審査を行います。

補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長 議案第41号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

につきまして、補足説明を申し上げます。

なお、議案参考資料条例関係51ページに、新旧対照表を記載いたしておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

今回の改正は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、本市火災予防条例に規定する住宅用防災警報器、いわゆる住宅用火災警報器等の設置の免除に係る要件等を改正いたすものでございます。

それでは、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第29条の5第1号では、住宅用火災警報器等の設置を免除する場合の一つの要件として掲げております、閉鎖型スプリンクラーヘッドの性能について、現行条例で作動時間が60秒以内としているものを、種別が一種と文言を改めるものでございます。

次に、同条第6号は、特定小規模施設用自動火災報知設備、以降は特小自火報ということで表現をいたしますが、この特小自火報を設置した場合の住宅用火災警報器等の設置免除について、号を追加いたすものでございます。省令におきまして、平成30年6月1日から宿泊施設等の用途部分が300平方メートル未満の小規模の民泊施設においては、特小自火報を設置することで、自動火災報知設備の設置が免除されております。

また、自動火災報知設備の設置により、住宅用火災警報器等の設置を免除できることは明示されておりましたが、特小自火報の設置により、住宅用火災警報器等を免除できることは明示されておりました。

今回、省令の改正に伴い、特小自火報の

設置による住宅用火災警報器等の設置免除が明示されましたため、これを明文化し、規定いたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第41号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明は終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは1点、確認の上で質問させていただきます。

最初のスプリンクラーの作動時間が60秒以内の種別が一種ということに改めたというところですけども、これについていわゆるスプリンクラーに対する性能基準がこの文言に変更したということで、実際にどのような形で市民に影響、現状の市民の生活に対して影響があるのかどうかというのをお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家消防予防課長 それでは、今の質問にお答えいたします。

まず、種別が一種というものはどういうものかというのにお答えさせていただきます。

これは、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の第12号の感度試験にうたわれているものであって、種別として一種と二種がございます。まず、一種は、気流温度が135度、197度、気流速度が1.8メートル毎秒の感度試験条件の中で作動するかどうか、これは製品が、スプリンクラーヘッドの製品がつくられたときに試験するといった感度試験条件のものであります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 スプリンクラーの性能についてというところで、実際今現状設置されているスプリンクラーに対して、大きな特に影響はあるのかどうかと、ところの確認だけお願いします。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家消防予防課長 この感度試験にありましては、改正してからさらに感度を、言えば条件が厳しくなったという条件になりますので、市民等への影響等はございません。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 より火災予防にふさわしい、性能向上したということを理解しました。火災予防につながっていくと理解しております。

これは要望ですけれども、先日も東正雀で火災が起きました。これについては、やはり初期消火の対応というところもいろいろと課題があったと聞いております。まさにこの火災予防条例というところで、初期消火の対応というところもやはり一つそういう対応の認知というのも予防の一つにつながるのかなと思っております。やはりこれまでの火災の傾向というのをしっかりと把握をした上で、より市民に予防について何が認識、認知をすべきかというところをぜひしっかりと検討していただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

野口委員。

○野口博委員 今回の特小自火報、その対象物件として、延べ面積300平方メートル未満の小規模な福祉施設や民泊などの

宿泊施設ということで、言われておりますけれども、これに該当する市内の対象物件がどのくらいあるのかと。民泊を除きますと、摂津市は二つになってます。南摂津駅前周辺のところに二つありますけれども、その辺の状況をですね、確認されておればちょっと聞かせていただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家消防予防課長 この特定小規模施設用自動火災報知設備、これが設置されておるのは、摂津市内で8件ございます。それで、委員が先ほどおっしゃられたように、民泊として使われて、民泊として申請されておるのは摂津市内で2件でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 8件とも、この火災報知設備が設置されておるということで理解していいんですか。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家消防予防課長 スプリンクラー設置の施設としましたら、39施設ございます。そのうちのスプリンクラーの設置は全てされております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 例えば福祉施設ということになってますので、最近小規模保育施設がどんどんできまして、いろんな分煙とか、300平米以下の状態もたくさん見られますので、そういうところも含めておっしゃってる8施設に入ってる、ちゃんとかいう設備がね、されてるのかという点検の状況についてもちょっと教えてください。それと、二つの民泊についてもね、実際民泊上は都道府県管理ですけれども、地元の市町村としては消防も関連しますので、こういう届けがもしあつたりなかつたり、わか

りませんけども、ちゃんと確認されてるのかということも含めてちょっと教えてください。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家消防予防課長 まず、民泊のほうをお答えさせていただきます。

先ほども言いましたように、摂津市内においたら2件ですね。2件のほうの民泊として申請はなされておって、1件は実際に民泊として運営を営んでおられます。1件については、消防が申請を受けまして、あとはその方が営まれてるかどうかというのは、うちでは把握はできておりません。

○渡辺慎吾委員長 消防長。

○明原消防長 私のほうから、先ほど2回の質問を総括してのご答弁ということをごさせていたいただきたいと思えます。

まず、ご質問にありました特小自火報の関係ですね、これについては消防法に適用する建物としては8件です。ただし、これは民泊という建物ではございません。

ご質問にありました、民泊に関するものについては、この特小自火報をつけなければならない民泊はございません。現在、届け出があります2件なんですけども、この2件につきましても、50平米未満ということで、住宅用火災警報器設置で事足りるという施設になってございます。

あと、小規模の保育施設などの点検についてですけども、それは法令に基づきまして、届け出がある場合は私ども確認してまいります。

それと、今後の民泊の確認等なんですけども、この流れでいきますと、保健所に恐らく一番最初に行かれるだろうと。保健所から消防設備の関係等の指導を受けなさいということが連絡されますので、私どもは受け身の形にはなるんですけども、そ

ういった形が届け出されれば現地確認というような点検を行ってまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 1点。8件とおっしゃったので、8件とも300平米未満の福祉施設と思えますけども、具体的にちょっと説明してください。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家消防予防課長 今の質問の8件分なんですが、これがまず福祉施設、福祉施設が5件と、あとそれ以外の複合用途防火対象物ということで3件が上がっております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 概要的な説明じゃなくて、もう少しわかりやすく説明いただければと思えます。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩します。

(午前11時26分 休憩)

(午前11時27分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

納家課長。

○納家消防予防課長 これは共同住宅の中に障害者施設と福祉施設があるのは4件でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時28分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

納家課長。

○納家消防予防課長 8件の内訳について、障害者福祉施設が3件、次に老人デイサービス、これが1件です。次に、共同住宅の中に障害者施設がある分が4件でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかに質問ございますか。

南野委員。

○南野直司委員 今回の議案第41号は、いわゆる住宅用の防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴っての条例の制定ということであり、本日も鳥飼下で火災があって、それから先日も東正雀で火災がありました。私も消防団としてお手伝いに行かせていただいたんですけども、その中で現場を見させていただいて、やはりこの住宅用の火災警報器の設置の大事さというの、改めて感じたわけであり、特に、高齢者の方のおひとり住まいの戸建てであったり、共同住宅というものは、まだまだ火災警報器というものが、もちろん築年数が古いおうちでありますけども、設置されてないところもあるのかなと認識はしてるんです。さまざまな機会、防災訓練等々で住宅用の火災警報器の設置の促進というものもやっていただいていると思うんです。さらにさまざまな機会、再度設置のお願いをしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。要望としておきます。

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑は終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時32分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決をします。

議案第34号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第36号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって可決すべきものと決定しました。

議案第37号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第41号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前11時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 渡辺 慎吾

総務建設常任委員 南野 直司